

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う 厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二七号)

一、提案理由(平成一六年六月四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

最後に、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法について、被保険者の資格に関する特例などを設けるものであります。

この法律案の概要について御説明申し上げます。

韓国から我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法に関し、被保険者としていないなどの特例を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年六月八日)

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平一六法一二六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院厚生労働委員長報告(平成一六年六月一日)

国井正幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案は、日韓両国の年金制度の適用を調整して、二重加入を解消することを目的とした社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法等の公的年金各法に関する特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、社会保障協定の締結状況及び今後の方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。